

大阪市規則第92号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（昭和43年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第3条の2関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第3条の2関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額（大阪市非常勤職員公務災害等補償条例（昭和42年大阪市条例第63号）第4条に規定する補償基礎額をいう。以下同じ。）及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

[別表 別紙 1]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	3,980円	13,207円

[別表 別紙2]

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,263円	13,442円
20歳以上25歳未満	5,872円	13,442円
25歳以上30歳未満	6,380円	14,842円
30歳以上35歳未満	6,712円	17,619円
35歳以上40歳未満	7,078円	20,649円
40歳以上45歳未満	7,268円	21,971円
45歳以上50歳未満	7,433円	22,886円
50歳以上55歳未満	7,290円	24,916円
55歳以上60歳未満	6,975円	25,385円
60歳以上65歳未満	5,860円	21,314円
65歳以上70歳未満	4,060円	16,075円
70歳以上	4,060円	13,442円